

# 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

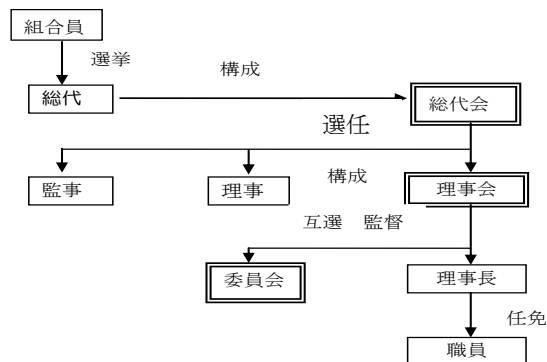
熊本くすのき生活協同組合

R8年(2026年)7月

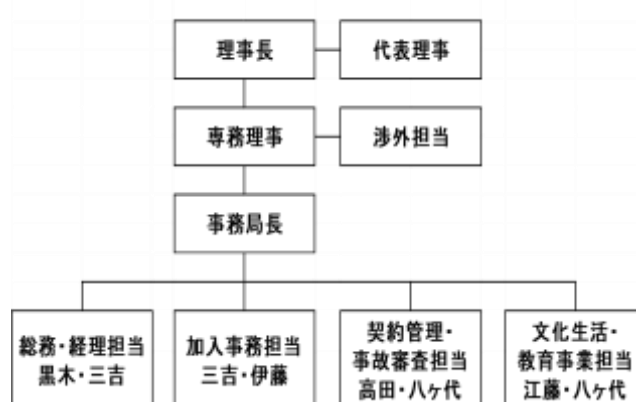
## 一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

### イ 業務運営の組織

#### (1) 組合運営組織



#### (2) 事業推進組織



### ロ 役員の名及び役職名

地位	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼職先名	兼職先での役職名
理事長	非常勤	有	八ヶ代 博人	(株)TSTワールド	代表取締役
専務理事	非常勤	無	江藤 孝一	熊本くすのき生協	職員
理事	非常勤	無	岩上 梨可	(株)セルモ	代表取締役
理事	非常勤	無	安田 幸史	(株)サンセルモ	代表取締役
理事	非常勤	無	高田 大輔	(株)セルモ	取締役業務部部长
理事	非常勤	無	中島 光司	—	—
理事	非常勤	無	西坂 竹美	西坂税理士事務所	所長
理事	非常勤	無	高木 瞳	(株)CSクリイイト	社員
理事	非常勤	無	木原 裕子	(株)オーソックスプラス	専務取締役
監事	非常勤	無	出口 敬志	(株)セルモ	総務部次長
監事	非常勤	無	西井 謙治	大阪ゆとり生協	事務局長

### ハ 事務所の名称及び所在地

事務所の名称	熊本くすのき生活協同組合 本部
所在地	熊本市中央区世安1丁目6番72号-3F

## 二 組合の主要な業務の内容

事業種目	共済事業
事業品目	生命共済事業（シングルプラン・カップルプラン・安心プラン・慶弔終身プラン・こども医療プラン）

## 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

### イ 直近の事業年度における事業の概況

#### （1）当該事業年度における事業の内容（事業の経営及びその成果）

##### ① 共済事業加入状況表

共済事業の種類	加入数（人）			元受契約高（千円）		
	前年度	当年度	前年比	前年度	当年度	前年比
シングルプラン	1,500	1,456	△44	930,000	918,000	△12,000
カップルプラン※1	1,494	1,393	△101	604,400	555,100	△49,300
安心プラン	214	203	△11	178,500	167,500	△11,000
慶弔終身プラン	4,740	5,018	+ 278	474,000	501,800	27,800
こども医療プラン※2	354	396	—	—	—	—
合計	8,302	8,466	+ 122	2,186,900	2,142,400	△44,500

※1 カップルプランは 1 契約 2 人を保障 ※2 こども医療プランは保障毎にかが州(59 名×6 保障)

##### ② 受入共済掛金状況表

（千円）

共済事業の種類	共済掛金		
	前年度	当年度	増加額
シングルプラン	22,289	21,209	△1,080
カップルプラン	11,184	10,390	△794
安心プラン	4,257	4,090	△167
慶弔終身プラン	53,724	59,536	+ 5,812
こども医療プラン	642	733	+91
合計	92,096	95,958	+3,862

##### ③ 共済金支払額の状況

（千円）

共済事業の種類	前年度実績					当年度実績					前年比
	件数	内支払先変更	平均年齢	支払額	構成比	件数	内支払先変更	平均年齢	支払額	構成比	
シングルプラン	20	9	78	7,750	20%	27	12	79.3	9,750	23%	126%
カップルプラン	11	9	73.5	3,500	9%	11	9	73.6	3,500	8%	100%
安心プラン	2	2	68.5	1,500	4%	4	3	72.5	2,250	5%	150%
慶弔終身	310	—	88	26,501	67%	290	—	88.7	26,644	63%	101%
こども医療プラン	4	—	—	124	0%	4	—	—	130	1%	105%
合計	347	20	—	39,375	100%	336	24	—	42,274	100%	107%

□ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
組 合 員 数	14,671	14,763	15,007	15,599	15,705
経 常 収 益	94,073,622	96,240,857	101,640,043	104,718,863	108,107,101
経 常 剰 余 金	21,987,844	15,693,082	22,129,974	19,749,403	15,636,179
当 期 剰 余 金	20,629,072	14,594,206	20,449,602	18,498,990	14,694,971
出 資 金 額	166,770,000	173,434,500	174,814,500	180,268,500	182,824,500
出 資 口 数	333,540	346,869	349,629	360,537	361,649
純 資 産	238,751,591	243,305,144	252,724,944	260,506,164	262,855,921
総 資 産	264,077,490	276,407,216	284,020,782	290,787,360	298,159,547
責 任 準 備 金	5,109,464	5,127,990	5,159,141	5,380,445	5,631,403
責 任 準 備 金 残 高					
貸 付 金 残 高					
有 価 証 券 残 高					
法第 52 条第 2 項の 区分ごとの剰余金の 配当の金額 (利用分量割戻し)	16,715,495	12,417,594	16,176,089	14,901,214	11,954,326
職 員 数	3	2	2	2	4
正 味 収 入 共 済 掛 金	93,954,523	96,137,688	101,580,010	104,664,969	107,934,036

八 法第 53 条の 18 第 1 項に規定する共済事業専門組合にあっては、直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標として別表第 3 の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

(第 10 条第 3 項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合 (以下この条及び次条において「共済事業専門組合」という。))

(第 10 条第 3 項 共済事業を行う消費生活協同組合であってその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第 1 項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第 5 号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。)

● 記載事項なし

#### 四 責任準備金の残高として別表第四の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率

別表第4（第209条第1項第4号関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度	該当なし	
2007年度	該当なし	
2008年度	該当なし	
2009年度	該当なし	
2010年度	該当なし	
2011年度	該当なし	
2012年度	該当なし	
2013年度	該当なし	
2014年度	該当なし	
2015年度	該当なし	
2016年度	該当なし	
2017年度	該当なし	
2018年度	該当なし	
2019年度	該当なし	
2020年度	該当なし	
2021年度	該当なし	
2022年度	該当なし	
2023年度	該当なし	
2024年度	該当なし	
2025年度	該当なし	

（記載上の注意）

- 1、第179条第一項第一号に掲げる責任準備金について記載する事。
- 2、予定利率については、各事業年度ごとの責任準備金に係る主な予定利率を記載する事。
- 3、共済契約の締結時期が2006年度以降の契約については各事業年度ごとに記載する事。

（責任準備金の積立て）

第百七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

- 一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

## 五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

### イ リスク管理の体制

リスク管理規定を定め様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、熊本くすのき生協の価値を保全する。

「リスク対策責任者」	八ヶ代 博人
(1)コンプライアンス違反リスク	高田 大輔
(2)情報システムダウンリスク	
(3)個人情報漏洩リスク	
(4)自然災害リスク	
(5)投資損失リスク	八ヶ代 博人
(6)有価証券下落リスク	
(7)固定資産減損リスク	
(8)財務報告リスク	
(9)知的財産権侵害リスク	
(10)特定取引先依存リスク	
(11)グループ生協関連リスク	江藤 孝一
(12)総代訴訟リスク	
(13)生協脅迫リスク	
(14)理事執務不能リスク	
(15)生協価値損失リスク	
(16)その他のリスク	

□ 法令遵守の体制

## コンプライアンスへの取り組み

### コンプライアンスの基本的考え方

熊本くすのき生活協同組合は、コンプライアンス（法令等遵守）重視の事業運営をはかっていくことを方針としています。コンプライアンスの取り組みは、組織全体が生協法をはじめとする法令や事業運営にかかわる規則やルールに基づいた運営を徹底し、組合員の信頼を得ることを目的としています。

この間、役職員倫理・懲戒規程、決裁規程、行動憲章を策定し、本部役職員の責任の明確化をはかるとともに、生協としてのコンプライアンス規定、コンプライアンスを推進するためのプログラムを策定し、コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備をはかっています。

## 1 コンプライアンス組織

- (1) コンプライアンス担当役員（兼コンプライアンス委員長）：代表理事 八ヶ代 博人
- (2) コンプライアンス委員：代表理事 八ヶ代 博人  
専務理事 江藤 孝一  
事務局長 高田 大輔

## 2 コンプライアンス規程

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、熊本くすのき生活協同組合行動憲章に基づき、コンプライアンスを実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本規程における用語の定義は次の各号に定めるところによります。

- (1) コンプライアンスとは法令はもとより組合定款、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動する規範行動を言います。
- (2) 法令等とは法令、組合定款、企業倫理、社会規範等の総称です。
- (3) 職員とは、（正職員・準職員（契約職員・パート職員・アルバイト職員を含む））を言います。
- (4) 役員とは、熊本くすのき生活協同組合の監事以外の理事を言います。
- (5) 当組合とは、熊本くすのき生活協同組合を言います。
- (6) 代表理事とは当組合の代表理事理事長を言います。

（適用範囲）

第3条 本規程は、当組合の役員・監事・職員の総てに適用します。

### 第2章 組織

（コンプライアンス担当役員）

第4条 コンプライアンス担当役員（以下、担当役員）は、代表理事が重任し当組合のコンプライアンスを推進します。

（コンプライアンス委員会）

第5条 担当役員は、コンプライアンス委員会（以下、委員会）を構成するコンプライアンス委員（以下、委員）を、役員及び部門長等の中から選任します。

2. 委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とします。

3. 委員会の委員長は、担当役員が務めます。

（委員会の審議事項）

第6条 委員会の審議事項は次のとおりとします

- (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
- (2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項
- (3) 関係法令及び社会情勢の動向に基づく組合行動の基本に関する事項
- (4) 行動基準の普及に関する事項

(5) コンプライアンス体制に関する事項

(事務局)

第7条 組合事務局長は、担当役員のもとでコンプライアンス推進に関する業務を統括するとともに、委員会の事務局を兼ねます。

(コンプライアンス担当者)

第8条 委員会は、正職員の中からコンプライアンス担当者（以下、担当者）を任命する。

2. 担当者は事務局や現場から発信・報告される情報を双方向に伝達し、コンプライアンスを推進する。

### 第3章 職員の義務

(義務)

第9条 職員は、コンプライアンスを最優先の規範として行動しなければなりません。

(禁止事項)

第10条 職員は、業務の遂行に当たり、次に掲げることをしてはなりません。

- (1) 自ら法令等に違反すること
- (2) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を支持すること
- (3) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法令等に違反する行為を黙認すること

(拒否、適切な措置)

第11条 職員は、取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられてときは、これを拒否しなければなりません。

2. 職員は、法令の改正その他により、法令等に違反することとなる事態が生じたときは、適切な措置を取らなければなりません。

### 第4章 通報

(通報の義務)

第12条 職員は、他の職員や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったとき、または適切な措置を執らないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに通報しなければなりません。

2. 通報は、法令等に違反していることを条件とするものではありません。

3. 通報は、第1次的には職制を通して行うことを原則としますが、職制を通してでは問題解決が困難と思われる場合や緊急を要すると判断される場合は、直接または並行して担当役員に行うものとします。

4. 職員は、誹謗、中傷を旨とした通報とならないよう務めるものとします。

(通報の方法)

第13条 通報の方法は、口頭、電話、電子メール、手紙その他文書などいかなる方法でも差し支えないものとします。

(匿名による通報)

第14条 やむを得ない事情があるときは、匿名の通報でも差し支えないものとします。

### 第5章 通報を受けた場合の措置

(事実関係の調査)

第15条 職員から、法令等に違反および違反する可能性を含む旨の通報があったときは、委員は、担当役員に報告するとともに、監査部門等と連携し、事実関係を速やかに調査しなければなりません。

2. 担当役員は、委員会を招集しなければなりません。

3. 調査に当たっては、通報者のプライバシーに十分配慮しなければなりません。

4. 委員は、事実関係の調査結果を委員会に報告するものとします。

5. 委員会は、当該行為の法令等への違反の有無、取扱等を審議しなければなりません。

6. 委員会は、審議の状況を理事会に報告しなければなりません。

(中止命令)

第16条 委員会の審議の結果、法令等に違反していること、または違反している可能性が高いことが判明した場合は、担当役員は違反者に、当該行為の中止命令を出さなければなりません。

2. 担当役員から違反行為の中止命令が出されたときは、違反者は直ちに違反行為を中止しなければなりません。

3. 担当役員は、中止命令の状況を理事会に報告しなければなりません。

(懲戒処分)

第17条 法令等に違反する行為を行った職員および通報を怠るなど本規程に違反した従業者は、就業規則に基づき懲戒処分に付されるものとします。

## 第6章 雑則

(免責の制限)

第18条 職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできません。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反する意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと
- (4) 取引先・顧客等からの誘いを断れなかったこと
- (5) 上長からの指示を断れなかったこと

(通報者の不利益取扱の禁止)

第19条 当組合は、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取扱を行うことを禁止します。  
2. 通報を行ったことを理由に通報者が不利益な取扱を受けている場合は、委員会は、実態調査を行い、適切に対処しなければなりません。

(相談)

第20条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、当該職員が所属する部門長又はコンプライアンス委員に相談しなければなりません。

(研修)

第21条 担当役員は、次に掲げる目的のため必要に応じて組合研修等を実施しなければなりません。

- (1) 当組合の行動基準を周知徹底すること
- (2) コンプライアンスへの意識と関心を高めること
- (3) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- (4) 職員の倫理意識を高めること

(受講義務)

第22条 担当役員から前条の研修を受講するよう命じられた職員は、必ず受講しなければなりません。

(監事会による調査)

第23条 組合監事会は、独立性を持って通報先の不当な扱いが無いか調査するため、適時委員会の監査を行うことができぬものとします。

(附則)

第1条 平成21年2月27日から施行する

第2条 平成25年9月10日一部変更

第3条 平成28年1月19日一部変更

## 行動憲章

熊本くすのき生活協同組合は、コンプライアンスの基本的な理念、役職員の行動規範となる「行動憲章」を策定しています。

## 行 動 憲 章

### 1 助け合いの発展・強化

私たちは、組合員相互の助け合いを強化し、組合員の経済的・社会的・文化的なニーズの充足をはかるとともに、共済事業の推進をとおりて組合活動の発展に努めます。

### 2 共有する価値

私たちは、自助、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に立脚し、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的な価値観を共有し、その実践を通して共済事業を発展させます。

### 3 組合員重視の事業運営

私たちは、組合員の声に真摯に答え、忠実かつ誠実に職務を遂行し、組合員利益を最優先した事業運営とサービスに努めます。

### 4 健全かつ適切な資産運用

私たちは、組合員の資産の受託者として、健全かつ適切な資産運用を行います。

### 5 経営情報の開示

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切かつわかりやすく組合員に開示します。

### 6 効率的な事業運営

私たちは、効率的な事業運営に努め、組合員の経済的負担の軽減をはかります。

### 7 違法行為の防止

私たちは、法令等の実効性ある遵守態勢を構築するとともに、万一、違反行為が生じた場合には、徹底した原因究明を行ない、再発防止に努めます。

## 勧誘方針

熊本くすのき生活協同組合では、共済の推進にあたり「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定めましたのでご案内いたします。

## 勧 誘 方 針

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第8条に基づく「勧誘方針」）

- 1、 当組合は、消費生活協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を順守し、適正な共済の推進に努めていきます。
- 2、 当組合は、組合員自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、事業（制度）内容やリスク内容などの重要事項について、書面の交付その他の適切な方法により、十分なご理解を頂くよう努めます。
- 3、 当組合は、組合員の信頼の確保を第1義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、組合員の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4、 当組合は、組合員の皆さまの意向にそった時間帯や場所等で、共済の推進をおこなうよう努めていきます。
- 5、 当組合は、組合員に対する勧誘の適正確保のため、研修体制を充実し、事業（制度）知識習得に努めます。
- 6、 当組合は、組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

## プライバシーポリシー

熊本くすのき生活協同組合では、組合員・契約者の皆様からご信頼いただけるよう、個人情報の取り扱いについて、熊本くすのき生活協同組合の個人情報保護規定に従い、個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを策定し実施します。コンプライアンスプログラムについては年1回以上の監査と見直しを行い、断続的改善に努めます。定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。個人情報等の取り扱いについては、原則下記1～5項のように行います。生命や財産を脅かすような緊急時等の例外事項の適用については、個人情報保護管理者の責任の下で行います。

※個人情報とは・・・生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述または個人別に付された番号、記号、その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

※保有個人データとは・・・熊本くすのき生活協同組合が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるもの及び6か月以内に消去することになるものは除く。

## 1、体制

- 1、 熊本くすのき生活協同組合の理事を個人情報保護管理者、監事を個人情報保護監査責任者に任命します。
- 2、 個人情報保護担当者を配置して、個人情報保護を実践します。
- 3、 個人情報保護に関する必要な役職員教育及び適切な苦情対応を行います。
- 4、 パート・アルバイト・派遣職員・出向者を含め、職員は個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

## 2、個人情報の取得等について

- 1、 熊本くすのき生活協同組合は契約に関する個人情報をご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金お支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。
- 2、 公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- 3、 書面等で、本人から直接、当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的をパンフレット等により明示します。
- 4、 第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適切に取得されていることを確認することとあわせて、共済としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知し、または公表します。

### 3、 個人データの保管・利用について

1. 個人データの安全管理については、「個人情報保護に関する安全対策管理規定」のもと、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
2. 職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
3. 個人データについては、他の事業者等に委託する場合には、その取り扱いを委託した個人データの安全が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに、再委託される場合も含めて実効的な監査体制を確保します。また、熊本くすのき生活協同組合が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用（処理）します。
4. 以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行いません。
  - \*法令などによる場合
  - \*ご本人の承諾をいただいた場合
  - \*熊本くすのき生活協同組合の提携企業へ提供する場合。ただしご本人が情報の提供を希望しない場合は加入者が所属組合に申出ることにより提供を停止します。
  - \*オプトアウトの要件を満たしている場合
  - \*その他個人情報保護法上許される場合
5. 熊本くすのき生活協同組合は、契約管理業務、給付管理業務、その他事業運営のために必要な範囲に限り、個人情報をその関係先と共同で利用します。なお、個人情報を共同利用する具体的内容は以下のとおりとします。
  - \*共同利用するデータ項目
    - a.データ項目として氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号
    - b.加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
    - c.共済金支払い手続き事項（支払い通知書—契約者情報・被共済者情報・共済事由・共済金額）
  - \*共同利用するものの範囲  
熊本くすのき生活協同組合、(株)リギン、さくら情報システム(株)、SHS
  - \*利用目的  
共済契約に関する業務を共同して行うため
6. 熊本くすのき生活協同組合は、組合提携事業事務を円滑に遂行するために必要な範囲に限り、以下の団体と個人情報を共同で利用します。
  - \* (株)セルモなお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。
  - \*共同利用するデータ項目  
氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号
  - \*共同利用するものの範囲  
熊本くすのき生活協同組合、(株)セルモ
  - \*利用目的
    - a.組合提携事業事務の円滑な遂行にあたり、加入者の確認のため
    - b.熊本くすのき生活協同組合の組合員が各種優遇を速やかに受けられるように。
  - \*共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について  
熊本くすのき生活協同組合

### 4、 保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めについては、熊本くすのき生活協同組合事務局が対応いたします。

### 5、 個人情報の取り扱いに関する苦情相談

個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。

## 六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

### イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

#### 貸借対照表

(円)

科目	2024 年度	当年度	伸び率	科目	2024 年度	当年度	伸び率
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預金	269,991,697	278,313,131	103%	共済契約準備金	12,034,949	13,631,305	113%
現金	30,839	20,140	65%	支払備金	6,654,504	7,999,902	120%
預貯金	269,960,858	278,292,991	103%	責任準備金	5,380,445	5,631,403	105%
その他共済資産	16,743,326	17,001,243	102%	業務委託勘定	3,664,106	4,573,102	125%
貯蔵品	1,739,009	1,021,587	59%	その他共済負債	8,882,624	10,194,010	115%
その他資産	552,363	250,513	45%	その他負債	3,869,767	4,726,423	122%
未収入金	516,363	250,513	49%	未払金	918,647	2,005,257	218%
預け金	36,000	0		未払法人税等	1,283,500	1,097,700	86%
				未払消費税等	37,600	25,500	68%
				預り金	1,630,020	1,597,966	98%
業務用固定資産	885,468	536,419	61%	引当金	1,829,750	2,178,786	119%
有形固定資産	386,801	224,752	58%	賞与引当金	281,750	257,286	91%
無形固定資産	498,667	311,667	63%	退職給付引当金	1,548,000	1,921,500	124%
繰延税金資産	978,497	1,138,654	116%				
貸倒引当金	△103,000	△102,000		負債合計	30,281,196	35,303,626	117%
				(純資産の部)			
				組合員資本	260,506,164	262,855,921	101%
				出資金	180,268,500	182,824,500	101%
				剰余金	80,237,664	80,031,421	100%
				法定準備金	60,577,411	64,277,209	106%
				当期末処分剰余金	19,660,253	15,754,212	80%
				(内 当期剰余金)	(18,498,990)	(14,694,971)	79%
				純資産合計	260,506,164	262,855,921	101%
資産合計	290,787,360	298,159,547	103%	負債・純資産合計	290,787,360	298,159,547	103%

損益計算書

(円)

科目		2024 年度	当年度	伸び率
経常損益	経常収益	104,718,863	108,107,101	103%
	共済掛金等収入	92,095,800	95,958,100	104%
	受入共済掛金	92,095,800	95,958,100	104%
	共済契約準備金戻入額	10,494,964	10,567,904	101%
	支払備金戻入額	6,802,868	6,654,504	98%
	責任準備金戻入額	3,692,096	3,913,400	106%
	資産運用収益	6,755	23,953	355%
	利息及び配当金等収益	6,755	23,953	355%
	その他経常収益	2,121,344	1,557,144	73%
	その他経常収益	2,121,344	1,557,144	73%
	経常費用	84,969,460	92,470,922	109%
	共済金等支払額	39,612,888	42,613,299	108%
	死亡共済金	12,750,000	15,500,000	122%
	慶弔金特約支払	26,500,888	26,643,799	101%
	医療共済金	124,000	130,000	105%
	共済掛金返戻(支払返戻金)	238,000	339,500	143%
	共済契約準備金繰入額	10,567,904	12,164,260	115%
	支払備金繰入額	6,654,504	7,999,902	120%
	責任準備金繰入額	3,913,400	4,164,358	106%
	事業経費	34,788,668	37,692,363	108%
	人件費	8,571,361	13,881,749	162%
	物件費	10,234,862	10,161,345	99%
	共済委託手数料	15,982,445	13,649,269	85%
その他経常費用		1,000		
その他経常費用		1,000		
経常剰余金	19,749,403	15,636,179	79%	
損 特	特別損失	1		
失 別	固定資産除却損	1		
税引前当期剰余金		19,749,402	15,636,179	79%
法人税等		1,284,532	1,101,365	86%
法人税等調整額		△34,120	△160,157	-%
当期剰余金		18,498,990	14,694,971	79%
当期首繰越剰余金		1,161,263	1,059,241	91%
当期末処分剰余金		19,660,253	15,754,212	80%

剰余金処分計算書

(円)

科目	2024 年度	当年度	伸び率
I 当期末処分剰余金	19,660,253	15,754,212	80%
II 任意積立金取崩額	—	—	
III 剰余金処分量	18,601,012	14,893,321	80%
1 法定準備金	3,699,798	2,938,995	79%
2 利用分量割戻金	14,901,214	11,954,326	80%
III 時期繰越剰余金	1,059,241	860,891	81%

□ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金
- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外をいう。）に該当する貸付金
- (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

● 該当なし

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

● 該当なし

- (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

● 該当なし

- (3) 要管理債権（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

● 該当なし

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

	未収入金	未収共済掛金
2009年度	209,328円	10,422,311円
2010年度	691,741円	11,993,191円
2011年度	883,201円	12,360,075円
2012年度	738,049円	11,841,285円
2013年度	717,227円	11,885,254円
2014年度	677,403円	11,541,143円
2015年度	689,574円	11,734,825円
2016年度	679,440円	12,024,329円
2017年度	719,147円	11,985,243円
2018年度	686,519円	14,961,409円
2019年度	654,725円	15,631,221円
2020年度	630,312円	15,802,558円
2021年度	626,337円	15,644,862円
2022年度	597,741円	15,707,059円
2023年度	547,979円	15,943,663円
2024年度	516,363円	16,743,326円
2025年度	250,513円	17,001,243円

二 特定共済組合にあっては共済金等の支払能力の充実の状況

● 該当なし

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

● 該当なし

ハ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	103,000		1,000	102,000
合計	103,000		1,000	102,000

ト 貸付金償却の額

● 該当なし

支払い余力の額

(円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	当年度
1:支払余力総額 (円)	250,455,737	236,385,920	242,150,366	250,985,395	256,873,965
(1) 出資金等	238,751,591	230,887,550	236,548,855	245,604,950	250,901,595
(2) 価格変動準備金					
(3) 異常危険準備金	1,576,914	1,554,000	1,487,691	1,467,045	1,644,503
(4) 一般貸倒引当金					
(5) その他有価証券評価差額					
(6) 土地の含み損益					
(7) 契約者割戻準備金未割当部分					
(8) 繰延税金資産の不算入額					
(9) 税効果相当額(不算入額の控除後)	6,594,682	370,670	442,370	406,634	340,967
(9)-1 不算入控除前	6,594,682	370,670	442,370	406,634	340,967
(9)-2 不算入額					
(10) 共済掛金積立金等剰余部分及び負債性資本調達手段等(不算入控除後)	3,532,550	3,573,700	3,671,450	3,913,400	3,986,900
(10)-1 共済掛金積立金等剰余部分	3,532,550	3,573,700	3,671,450	3,913,400	3,986,900
(10)-2 負債性資本調達手段等(特定負債性資本調達手段を含む)					
(10)-3 期限付劣後債務の不算入額					
(10)-4 共済掛金積立金等剰余部分及び負債性資本調達手段等の不算入額					
2:リスクの合計額 (円)	3,516,072	3,632,645	3,755,106	3,759,248	3,852,012
R1 一般共済リスク相当額	1,447,080	1,400,580	1,336,020	1,312,140	1,285,440
R2 巨大災害リスク相当額					
R3 予定利率リスク相当額					
R4 資産運用リスク相当額	3,104,333	3,218,018	3,367,723	3,369,650	3,473,202
(i) 価格変動等リスク相当額					
(ii) 信用リスク相当額	3,104,333	3,218,018	3,367,723	3,369,650	3,473,202
(iii) 子会社等リスク相当額					
(iv) デリバティブ取引リスク相当額					
(v) 信用スプレッドリスク相当額					
(vi) 再共済又は再保険リスク相当額					
(vii) 再共済又は再保険回収リスク相当額					
R5 経営管理リスク相当額	91,028	93,807	95,974	96,126	97,958
R6 第三分野共済の共済契約に係るリスク相当額		71,744	94,955	124,497	139,268
3:支払余力比率 (%) (支払余力総額) / {1/2 × (リスクの合計額)} × 100	14,246%	13,015%	12,897%	13,353%	13,337%